

世田谷区土木工事における「週休2日促進工事」実施要領

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

そこで、世田谷区が施行する土木工事において、「週休2日促進工事」を導入し、週休2日を促進することを目的とする。

本要領は、国土交通省及び東京都建設局における週休2日の取り組みを踏まえ、「週休2日促進工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 対象工事

原則、すべての土木工事（土木設備工事を除く）を対象とする。なお、休日作業が必要となる維持工事や災害復旧工事等で「現場閉所」が馴染まない工事は、「交替制」の対象とできる。ただし、対象期間（本要領3（1）（2）参照）が1か月（約30日）未満の工事等は対象外とできる。

また、受注者が、週休2日促進工事を希望しない場合、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される）日（以下「現場着手日」という。）までに、希望しない旨の理由を付して発注者に報告する（別添1）。

3 週休2日の考え方

（1）現場閉所

- ① 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ③ 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間^{※1}、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- ④ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(2) 交替制

- ① 対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- ② 対象期間とは、対象期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。
- ③ 技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。
- ④ 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。
- ⑤ 4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。

※1 夏季休暇の考え方については、「平成30年8月1日付30建総技第302号」及び「令和3年2月16日付2建総技第571号」の通知文のとおりとする。

4 工期の変更

工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所または技術者及び技能労働者の休日率を達成した場合は、「創意工夫と熱意」の項目で加点対象として評価する。

なお、週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点を行わない。

6 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、本要領2により週休2日促進工事を選定した上で、当初設計時に別添3で示す4週8休以上の補正係数により経費（労務費、機械賃料、共通仮設費率、現場管理費率）の補正を行い、起工書及び特記仕様書に当該工事が週休2日促進工事である旨を記載する（別添2）。

(2) 工事契約時

発注者は、週休2日促進工事の実施について、受注者の意向を確認する。

受注者が週休2日促進工事を希望した場合は、その旨を施工計画書に明記する。

「交替制」の取組を希望した場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法を具体的に明記する。

受注者より、週休2日促進工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の「6 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

なお、週休2日促進工事を希望しない場合には、速やかに経費の補正分を減額する設計変更を行う。

※2 経費の補正等に係る積算方法については、別添3を参照すること

(3) 工事施工時

1) 受注者は、広報板に「週休2日促進工事」である旨を記載する。(別添4)

2) 受注者は、事前に週間工程表やメール等で監督員に作業工程を報告する。

(4) 最終変更時

① 現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」(別添5)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式第20号」)。

現場閉所状況が4週8休未満であるとみとめられる場合、発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、別添3のとおり、補正分を減額する設計変更を行う。

② 交替制

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」(別添6)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式第20号」)。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

休日確保状況が4週8休未満であるとみとめられる場合、発注者は、技術者及び技能労働者の休日率の実施結果に応じ、別添3のとおり、補正分を減額する設計変更を行う。

7 留意事項

(1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。

(2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。

8 適用

この要領は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以降の公告又は指名に係る競争入札による契約及び適用日以降に締結する随意契約（適用日前に公告又は指名した競争入札に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づく随意契約を除く。）に適用する。

(参考) 休日について

○ 世田谷区の休日に関する条例

平成元年3月15日条例第1号

改正 平成4年6月16日条例第45号

世田谷区の休日に関する条例

(区の休日)

第1条 次に掲げる日は、世田谷区（以下「区」という。）の休日とし、区の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、区の休日に区の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

一部改正〔平成4年条例45号〕

様式第20号

総括監督員	主任監督員	担当監督員

第 _____ 号 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
監督員 へ 協議 通知書 報告 受注者 現場代理人氏名

工 事 件 名	
---------	--

工 事 場 所	
---------	--

協議 通知 事項 報告	世田谷区土木工事における「週休2日促進工事」実施要領2により、下記のとおり 報告します。本工事においては、（・・・理由・・・）のため、「週休2日促進 工事」を実施いたしません。

監督員氏名		受領年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
-------	--	-------	-------------------------

記載例

1 起工書への記載

起工書の「その他」に「週休2日促進工事（現場閉所）」または「週休2日促進工事（交替制）」であることを記載。

2 特記仕様書記載例

(1) 本工事は、「週休2日促進工事」である。

(2) 実施にあたっては、『世田谷区土木工事における「週休2日促進工事」実施要領』（以下「要領」という。）に基づき行う。要領は、世田谷区ホームページから入手できる。

(3) 受注者は、週休2日促進工事を希望しない場合、現場着手前に、希望しない理由を付して発注者に報告する。（要領2参照）

※現場閉所の場合

(4) 本工事は、現場閉所の4週8休として経費を補正している。

※交替制の場合

(4) 本工事は、交替制の4週8休として経費を補正している。

週休2日促進工事における各種補正について

《現場閉所》

1 現場閉所の定義

現場閉所状況の定義は、次のとおりとする。

(1) 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合

(2) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

(3) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合

2 経費の補正

発注者は、当初設計時に「3 補正係数表」の4週8休以上の補正係数により、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

受注者より週休2日促進工事を希望しない旨の報告を受けた場合、又は現場閉所状況が4週8休未満であるとみとめられる場合、発注者は、現場閉所率に応じて、補正分を減額する設計変更を行う（補正係数表は3のとおり）。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とする。

3 補正係数表

補正係数は、下表のとおりとする。

	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械賃料	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

別添3

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキング ブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置 設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01

別添3

軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リップ付き硬質塩化ビニル管 設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設 及び支管取 付工	1.00	1.01	1.02

注1 現場閉所率が21.4%（4週6休）未満となった場合は、上記の補正を行わない。

4 その他

週休2日促進工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

《交替制》

1 休日率の定義

休日率の定義は、次のとおりとする。

(1) 4週8休以上

休日率が28.5%（8日／28日）以上の場合

(2) 4週7休以上4週8休未満

休日率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

(3) 4週6休以上4週7休未満

休日率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

2 経費の補正

発注者は、当初設計時に「3 補正係数表」の4週8休以上の補正係数により、労務費及び現場管理費、土木工事標準単価を補正する。

受注者より週休2日促進工事を希望しない旨の報告を受けた場合、又は現場閉所状況が4週8休未満であるとみとめられる場合、発注者は、現場閉所率に応じて、補正分を減額する設計変更を行う（補正係数表は3のとおり）。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とする。

3 補正係数表

補正係数は、下表のとおりとする。

	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費率	1.01	1.02	1.03

注1 労務費分が明らかとなっていない市場単価等は、補正の対象としない。

注2 休日率が21.4%（4週6休）未満となった場合は、上記の補正を行わない。

4 その他

週休2日促進工事に伴う書類の作成費用は、休日率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

広報板記載例

〇〇〇〇 工事のお知らせ

週休2日促進工事※1

この工事は、令和〇年〇月から行い令和〇年〇月完成の予定です。
皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事件名：〇〇工事【〇〇〇丁目〇番から〇番先】

工事区間：世田谷区〇〇〇丁目〇番から〇番先

工事概要：延長〇〇m

契約金額：¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇ー（税込み）

工事箇所記載の地図

お気づきの点は、下記へご連絡ください。

世田谷区土木部工事第〇課 〇〇土木管理事務所 電話〇〇〇〇-〇〇〇〇 担当：〇〇
〇〇株式会社 電話〇〇〇〇-〇〇〇〇 担当：〇〇

本工事は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組である「週休2日促進工事」です。

(注)

- ・※1は、すべての広報板に記載。
- ・フォント、文字の大きさ等に変更してよい。

例)【現場閉所報告書】 令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

- ① 対象期間内日数 340 日
- ② a 4週8休以上 97 日 = ① × 0.285 (8日/28日) (小数点以下切り上げ)
- b 4週7休以上 4週8休未満 85 日 = ① × 0.250 (7日/28日) (小数点以下切り上げ)
- c 4週6休相当 4週7休未満 73 日 = ① × 0.214 (6日/28日) (小数点以下切り上げ)
- ③ 現場閉所日数 116 日 ※必ず検算すること。
- ②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上 ※入力月が12か月を超える場合は、行追加やシート追加等を適切に行い、
本工事全体での①から③の合計日数を報告すること。

令和3年4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 9	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	作		
令和3年5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 13
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	休	休	休	休	休	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	
令和3年6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 8	
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作		
令和3年7月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 17 現場閉所日数 7
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	期間種別	工	工	工	工	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	
令和3年8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 26 現場閉所日数 11
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	夏	夏	夏	夏	夏	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	
令和3年9月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 12	
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工
	作業・閉所種別	作	作	作	休	休	天	天	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	休	作	休	休	作	作	作	作		作
令和3年10月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 10
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	
令和3年11月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 10	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工
	作業・閉所種別	作	作	休	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	休	作	作	作	作	休	休		作
令和3年12月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 8
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	休	休	休	
令和4年1月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 9
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	期間種別	年	年	年	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	休	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	
令和4年2月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 10			
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月				
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工	工	
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	休	休	作	作	休	休		作	作	作
令和4年3月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 9
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	

【休日確保状況報告書】

令和〇〇年度 〇〇工事（工期 令和〇〇年〇月〇日 ～ 令和〇〇年〇月〇日）

0.285 a 4週8休以上（休日率28.5%以上）

入力箇所

0.25 b 4週7休以上 4週8休未満（休日率25.0%以上28.5%未満）

0.214 c 4週6休相当 4週7休未満（休日率21.4%以上25.0%未満）

∴ 4週7休相当

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	平均(休日率)
A建設	〇〇	100	28	28.0%	27.0%
	□□	100	28	28.0%	
	◇◇	100	28	28.0%	
		100	28	28.0%	
B建設(一次下請)	●●	70	19	27.1%	
	■ ■	70	19	27.1%	
	◆ ◆	70	19	27.1%	
		70	19	27.1%	
C電設(二次下請)	△△	50	13	26.0%	
		50	13	26.0%	
		50	13	26.0%	
		50	13	26.0%	

※「会社名」、「氏名」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする

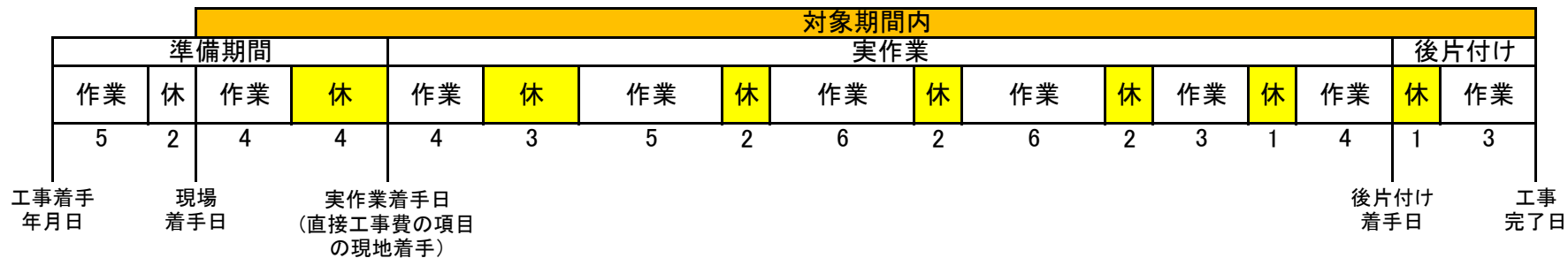
※技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する

※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う

※必ず検算する

週休2日の考え方 例示

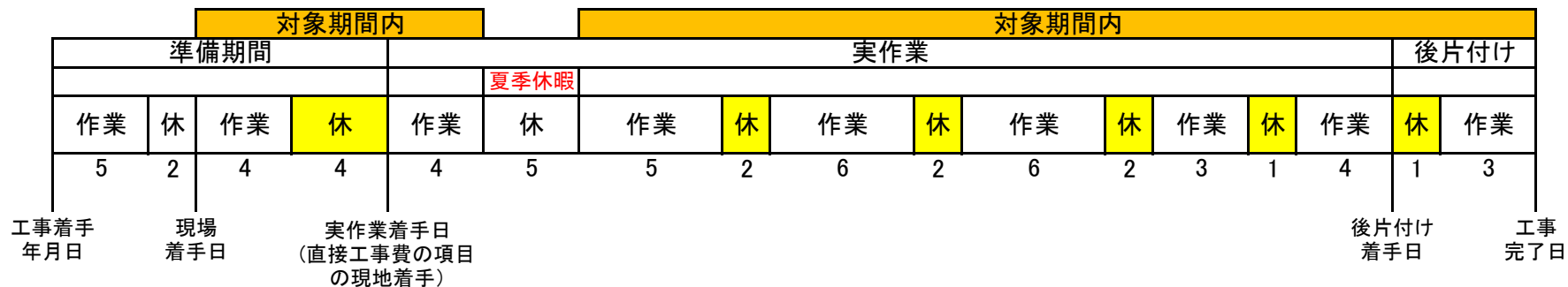
例1 週休2日制確保工事における対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間



①対象期間内 = 50 日	②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
②	15 日	13 日	11 日
③現場閉所日数 = 15 日 (休日確保)	= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上 (小数点以下切り上げ)

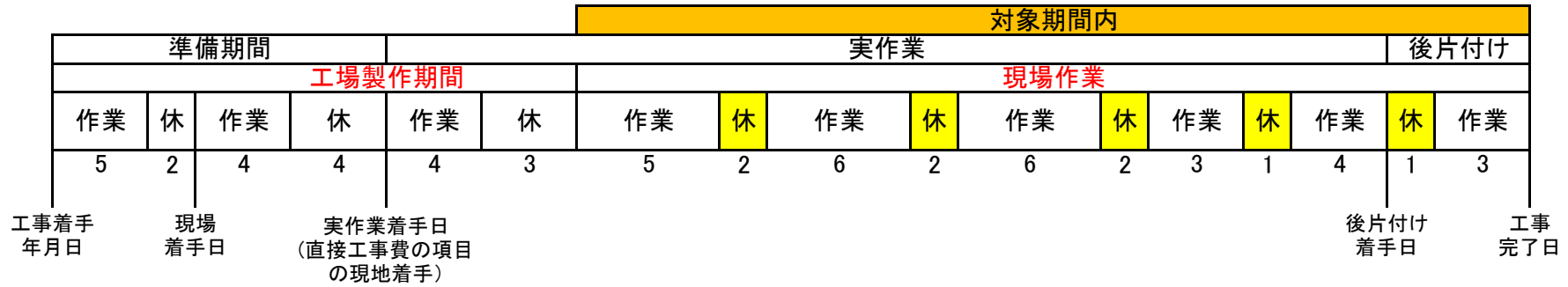
例2 年末年始6日間と夏季休暇5日間を除く



①対象期間内 = 47 日	②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
②	14 日	12 日	11 日
③現場閉所日数 = 12 日 (休日確保)	= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

②b ≤ ③ ∴ 4週7休相当 (小数点以下切り上げ)

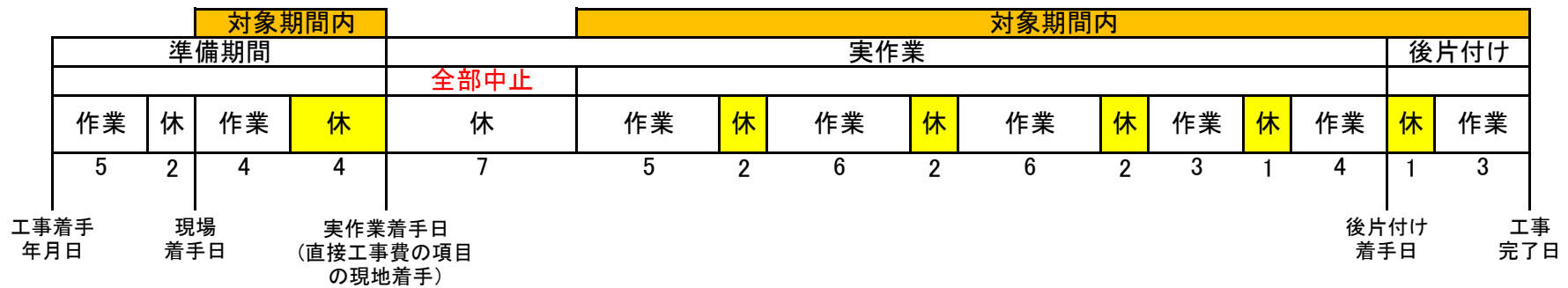
例3 工場製作期間がある場合は、対象期間内から除く



①対象期間内 = 35 日	②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
②	10 日	9 日	8 日
③現場閉所日数 = 8 日 (休日確保)	= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

②c ≤ ③ ∴ 4週6休相当 (小数点以下切り上げ)

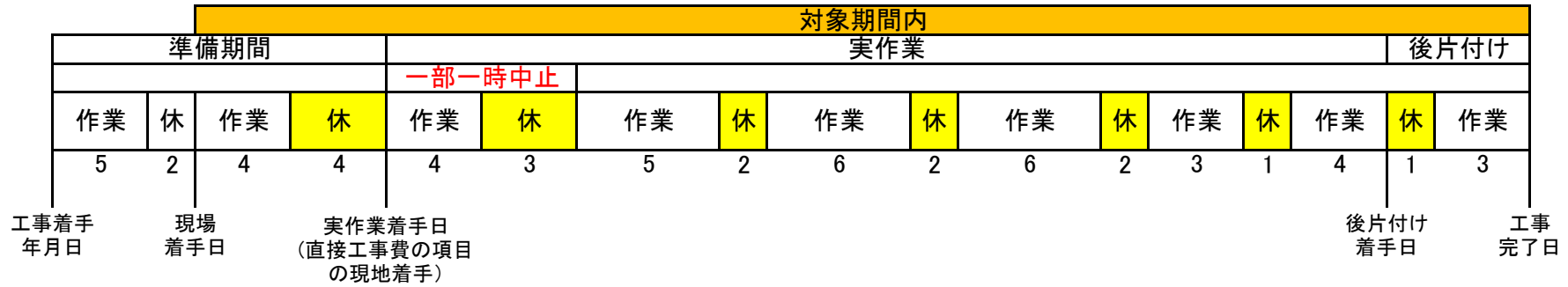
例4 全部中止期間は、対象期間内から除く



①対象期間内 = 43 日	②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
②	13 日	11 日	10 日
③現場閉所日数 = 12 日 (休日確保)	= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

②b ≤ ③ ∴ 4週7休相当 (小数点以下切り上げ)

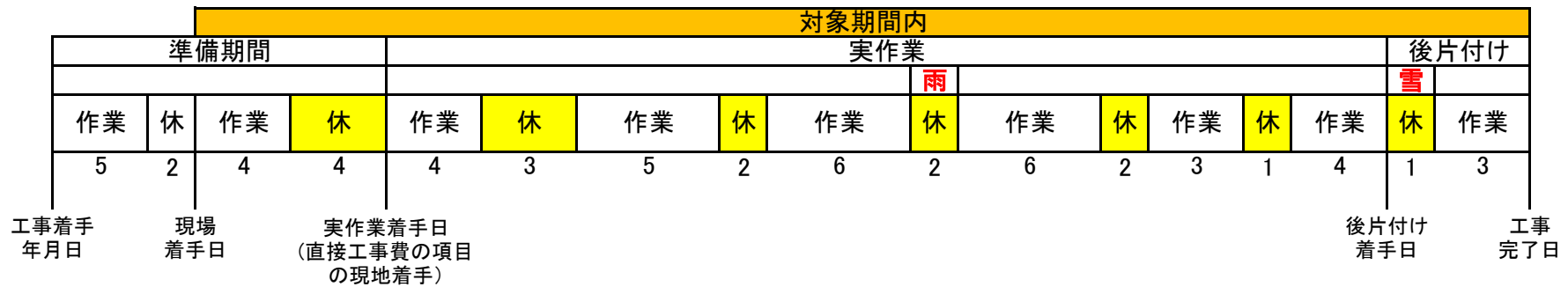
例5 一部一時中止期間は、対象期間内から除かない



①対象期間内 = 50 日	②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
②	15 日	13 日	11 日
③現場閉所日数 = 15 日 (休日確保)	= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上 (小数点以下切り上げ)

例6 降雨、降雪、猛暑等による予定外の現場閉所または休日確保日についても、現場閉所または休日確保日数に含める。



①対象期間内 = 50 日	②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
②	15 日	13 日	11 日
③現場閉所日数 = 15 日 (休日確保)	= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上 (小数点以下切り上げ)